

橋本市道路線の認定及び区域決定並びに廃止に関する基準

(趣旨)

第1条 本市における路線の認定及び廃止に関しては、法令その他別に定めるものを除くほか、この基準に定めるところによる。

(目的)

第2条 この基準は、道路の適正な管理と道路網の整備を図るため、道路法(昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。)第8条及び第10条の規定に基づく路線の認定及び廃止に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の解説)

第3条 この基準に規定する用語は以下のとおりとする。

- (1) 道路幅員 路肩と車線と歩道を含む幅員
- (2) 車線有効幅員 道路の中央線から外側線までの幅員
- (3) 道路有効幅員 道路の外側線から外側線までの幅員(外側線を施工しない道路においては、平坦部の幅員)
- (4) 排水施設 U字溝、L型側溝、アスカーブ等
- (5) 交通安全施設 ガードレール、カーブミラー、転落防止柵、道路照明等

(認定対象道路)

第4条 市道として路線認定することができる道路は、一般交通の用に供されており又は供される予定であり、かつ、公共性の高いもののうち、次の各号のいずれかに該当するほか、第5条及び第6条の要件を満たすものとする。

- (1) 公の道路事業で設置した道路
- (2) 都市計画法(昭和43年法第100号)及び土地区画整理法(昭和29年法第119号)の規定に適合する道路並びに建築基準法(昭和25年法第201号)第42条第1項第5号に規定する道路(以下「位置指定道路」という。)で、橋本市まちづくり条例(平成18年橋本市条例第193号)に定める事前協議を終結した道路
- (3) 道路の両端が、道路法第3条に規定する道路(以下「道路法上の道路」という。)に接続している道路
- (4) 道路の一端が、道路法上の道路に接続しているもので、他端が官有地道路(以下「公道」という。)に接続している道路
- (5) 道路の一端が、道路法上の道路に接続しているもので、他端が公共公益施設に連絡している道路

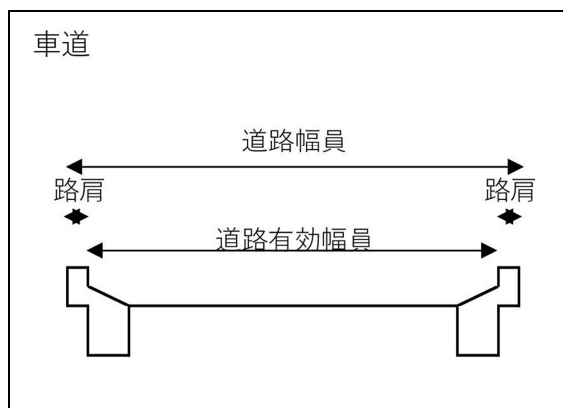
(認定要件)

第5条 前条の規定により認定しようとする路線は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 道路幅員は以下に該当する条件を満たすものとする。
 - ア 車道 道路幅員が6.5メートル以上、かつ、車線有効幅員が2.75メー

トル以上であること。ただし、交通量が極めて少ない場合は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「道路構造令」という。）の規定に適合したものに限り道路幅員 5 メートル以上、かつ、道路有効幅員が 4 メートル以上とすることができる。ただし狭さく部を設ける場合は道路有効幅員を 3 メートル以上とすることができる。この場合における道路幅員には両側 0.5 メートル以上の路肩を設けるものとする。

【参考】



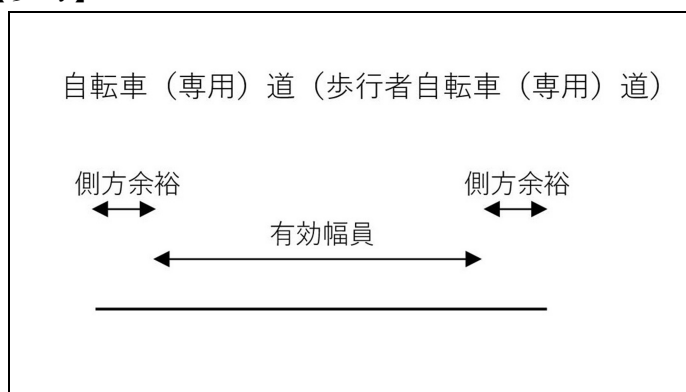
イ 歩道 道路有効幅員が 2 メートル以上とする。ただし、道路構造令第 11 条第 4 項に定める事項に該当する場合はこの規定を適用する。

ウ 自転車歩行者用道路 道路有効幅員が 3 メートル以上とする。ただし、道路構造令第 10 条の 2 に定める事項に該当する場合はこの規定を適用する。

エ 歩行者専用道路 道路有効幅員が 2 メートル以上とする。ただし、道路構造令第 40 条に定める事項に該当する場合はこの規定を適用する。

オ 自転車専用道路 道路有効幅員が 3 メートル以上であること。ただし、道路構造令第 39 条に定める事項に該当する場合はこの規定を適用する。この場合における道路幅員には両側 0.5 メートル以上の側方余裕を確保するものとする。

【参考】



カ 自転車歩行者専用道路 道路有効幅員が 4 メートル以上であること。ただし、道路構造令第 39 条に定める事項に該当する場合はこの規定を準

用する。この場合における道路幅員には両側 0.5 メートル以上の側方余裕を確保するものとする。

- (2) 袋路状道路については、道路の奥行きを 35 メートル以下とし道路の終端に転回広場(図-2)を設置すること。ただし、道路の奥行きが 35 メートルを超える場合は 35 メートルごとに転回広場(図-1,-3)を設置すること。
- (3) 道路の交差箇所に必要な隅切り(表-1)があること。
- (4) 道路排水等を有効に排出するために必要な排水施設が整備され、公共水域に接続されていること。
- (5) 道路の縦断勾配は、9%以下とすること。ただし、地形の状況などによりやむを得ないと認められるものについては、12%以下とすることができる。
- (6) 路面は良好に舗装されていること。
- (7) 道路の占用物件の配置箇所が道路法に適合しており、占用許可権を各管理者に移管できること。
- (8) 道路敷地の境界が、明確に区別されていること。
- (9) 道路の状況により、適宜必要な交通安全施設が整備されていること。
- (10) その他道路の施工に関し、「橋本市道路工事施工承認基準」を準拠した構造となっていること。

(敷地の所有権)

第 6 条 道路敷地及び付属物が、寄付等により市に所有権移転できるものであること。

(廃止要件)

第 7 条 路線の廃止は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 道路の新設又は改良並びに土地区画整理法及び都市計画法等の規定に基づく事業の施行により、既設道路の存置が必要ないと認められるとき。
- (2) 公益上特に廃止を必要とし、周辺利用者の同意を得られると認められるとき。
- (3) 周辺地域における土地利用の変化等により、廃止しても公益上支障がないと認められるとき。
- (4) 既に道路としての機能を喪失していると認められるとき。

(提出書類)

第 8 条 路線の認定又は廃止を依頼する者は、市道路線認定依頼書(様式第 1 号)又は市道路線廃止依頼書(様式第 2 号)を提出するものとする。

(添付書類)

第 9 条 前条に規定する依頼書を提出する者は、以下の各号に掲げる図書を添付するものとする。ただし、添付することが妥当でない場合は(12)～(16)の一部を省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 道路の概要書
- (3) 実測平面図

- (4) 実測縦横断図
 - (5) 構造物の構造図
 - (6) 構造計算書
 - (7) 道路の区域を表示する図面
 - (8) 公図又はこれに類するもの
 - (9) 地積測量図
 - (10) 登記簿謄本
 - (11) 土地調書
 - (12) 路線調書
 - (13) 協議書等の許可及び完了検査済み書の写し
 - (14) 占用許可申請書
 - (15) 印鑑証明
 - (16) 現地写真
- (原因者負担)

第 10 条 路線の認定を依頼する者は、土地の表示に関する登記及び所有権登記に要する費用を除く全ての費用を負担するものとする。

2 路線の廃止を依頼する者は、路線の廃止に要する費用の全てを負担するものとする。

(補則)

第 11 条 路線の認定及び廃止に関して市長が相当の理由があると判断した場合、この基準を適用しないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日の前日までに、事業計画又は決定済みの路線、路線の認定及び区域決定又は廃止を行った道路並びに第 4 条第 2 号に規定する協議を最終した道路については、この基準の限りでない。

3 この基準に施行日より「橋本市道路線認定基準(平成 18 年 3 月 1 日施行)」は廃止する。

附 則

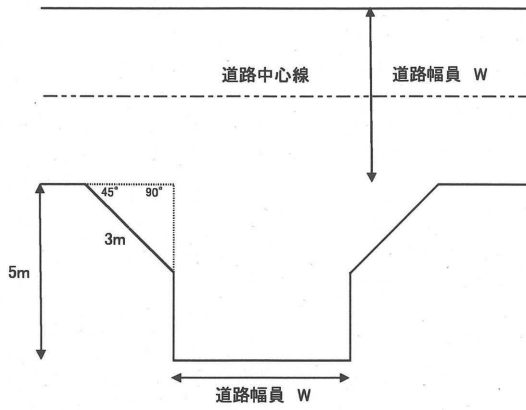
(施行期日)

この基準は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

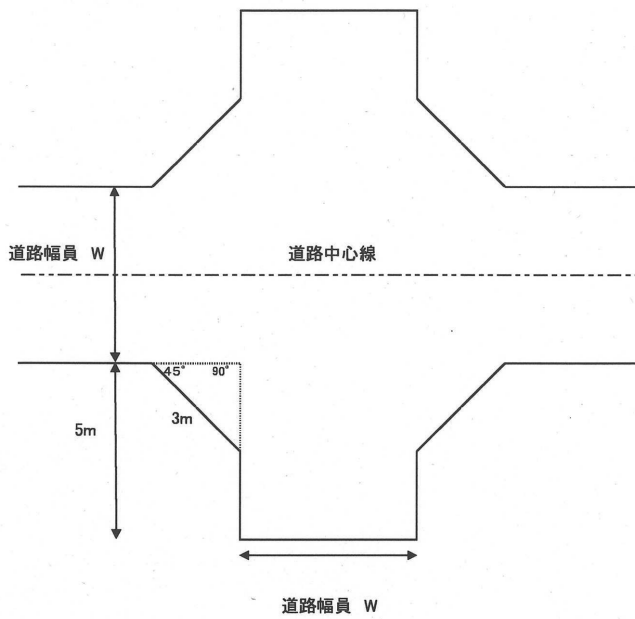
図-1

中間に設けるもの

ア 片側に設ける場合



イ 両側に設ける場合



ウ サークル状の場合

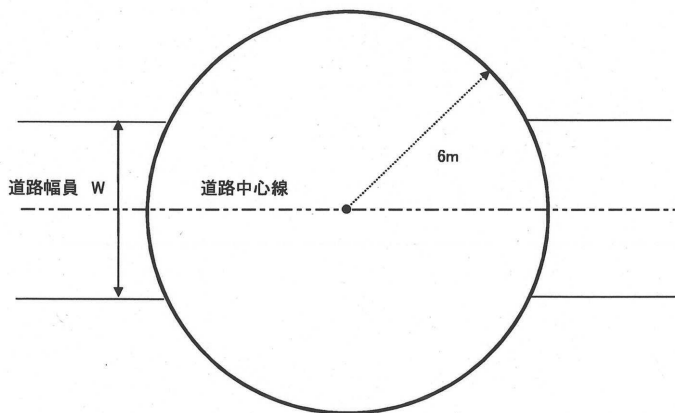
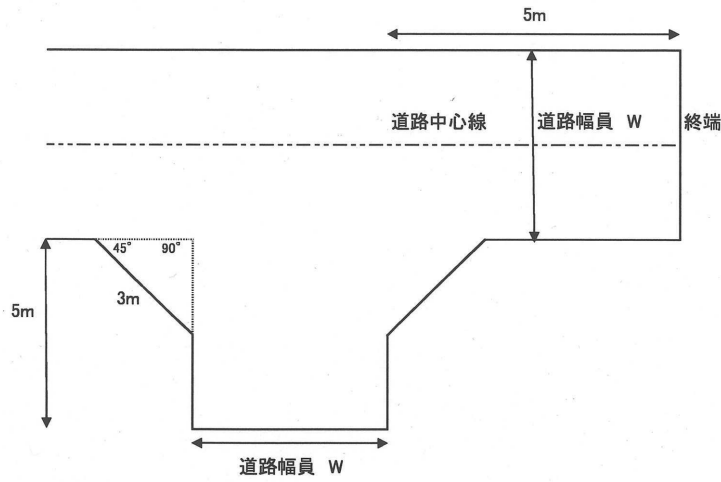


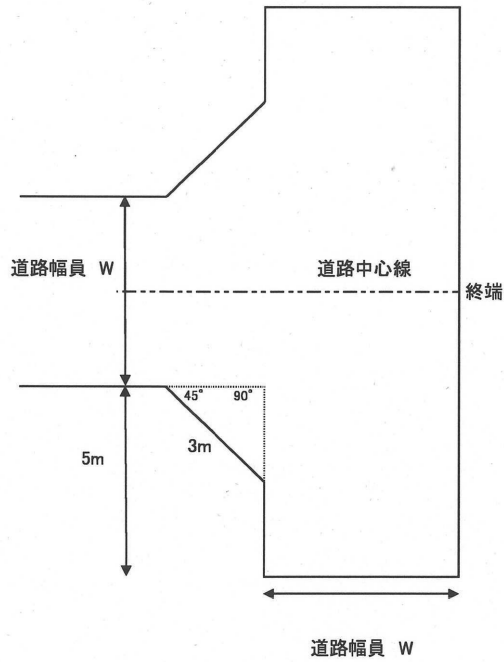
図-2

終端に設けるもの

ア 片側に設ける場合



イ 両側に設ける場合



ウ サークル状の場合

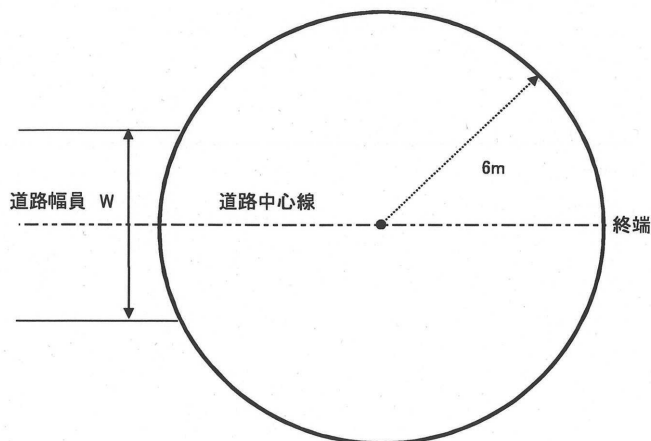


図-3

延長(L) ≤ 70mの場合

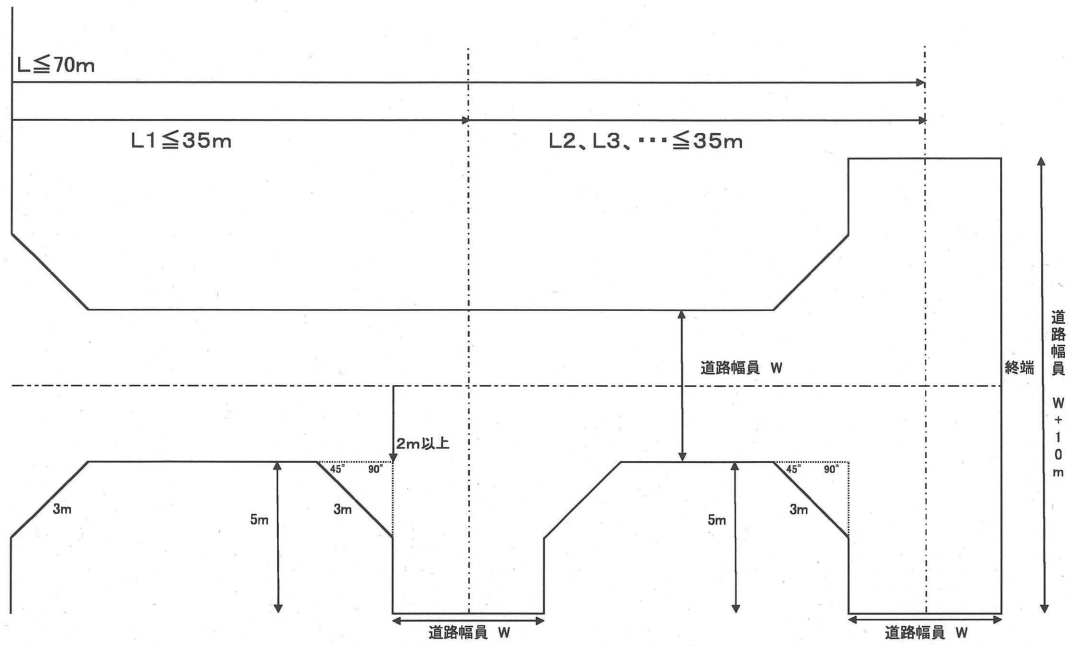
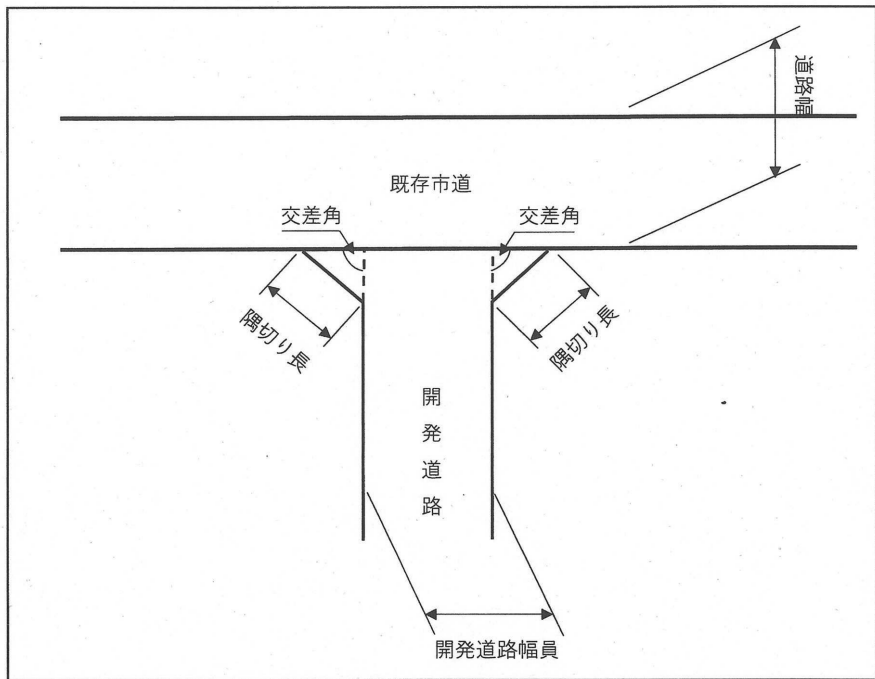


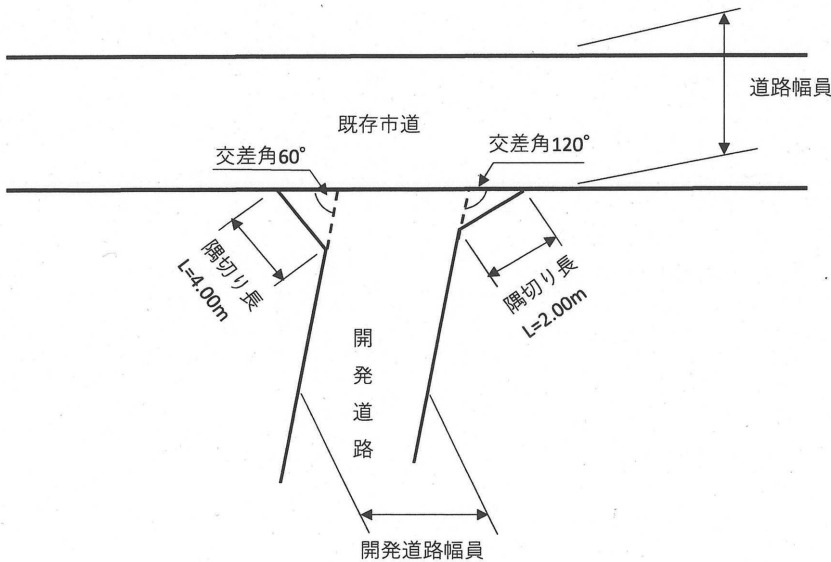
表1 隅切り

幅員(m)	4		5		6		8		9		12		16		18		20		22	
交差角	90°		90°		90°		90°		90°		90°		90°		90°		90°		90°	
幅員(m)	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°
22	L=3		3		5		5		5		6		8		10		10		10	
	L=2	L=4	2	4	4	6	4	6	4	6	5	8	6	10	8	12	8	12	8	12
20	3		3		5		5		5		6		8		10		10			
	2	4	2	4	4	6	4	6	4	6	5	8	6	10	8	12	8	12		
18	3		3		5		5		5		6		8		10					
	2	4	2	4	4	6	4	6	4	6	5	8	6	10	8	12				
16	3		3		5		5		5		6		8							
	2	4	2	4	4	6	4	6	4	6	5	8	6	10						
12	3		3		5		5		5		6									
	2	4	2	4	4	6	4	6	4	6	5	8								
9	3		3		5		5		5											
	2	4	2	4	4	6	4	6	4	6										
8	3		3		5		5													
	2	4	2	4	4	6	4	6												
6	3		3		5															
	2	4	2	4	4	6														
5	3		3																	
	2	4	2	4																
4	3																			
	2	4																		

(凡例)
 幅員 交差する道路の幅員
 L 隅切り部の斜辺
 交差角 交差する道路の交差角
 60° 交差角60° 未満~75°
 90° 交差角75° ~105°
 120° 交差角105° 以上



(例1)



上表より

既設市道と新設開発道路の各辺の交差角から左右の隅切り長を設定すること。また、隅切りは二等辺三角形の形状とすること。

特例) 片側隅切りの設置

① 新設する道路の幅員が5.5m以上の場合

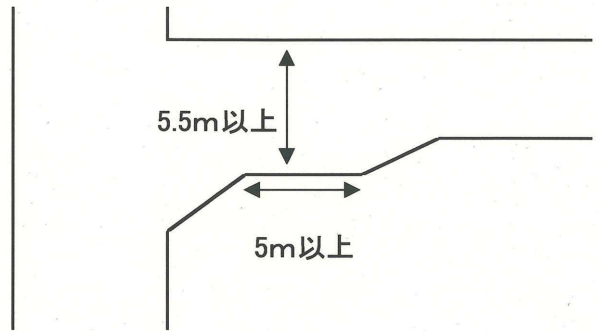
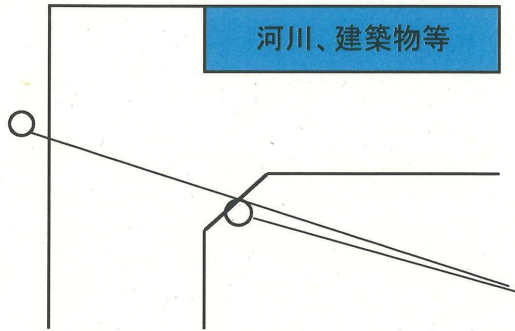
表1に1mを足した数字を隅切りとする。

その際道路管理者と協議の上、交通安全施設を設置すること。

例) 隣接が河川、建築物等により敷地内に隅切りを設置することが困難な場合

② 新設する道路が5.5m未満の場合

①を準用し、さらに下図のような車両待避場所を設置すること。

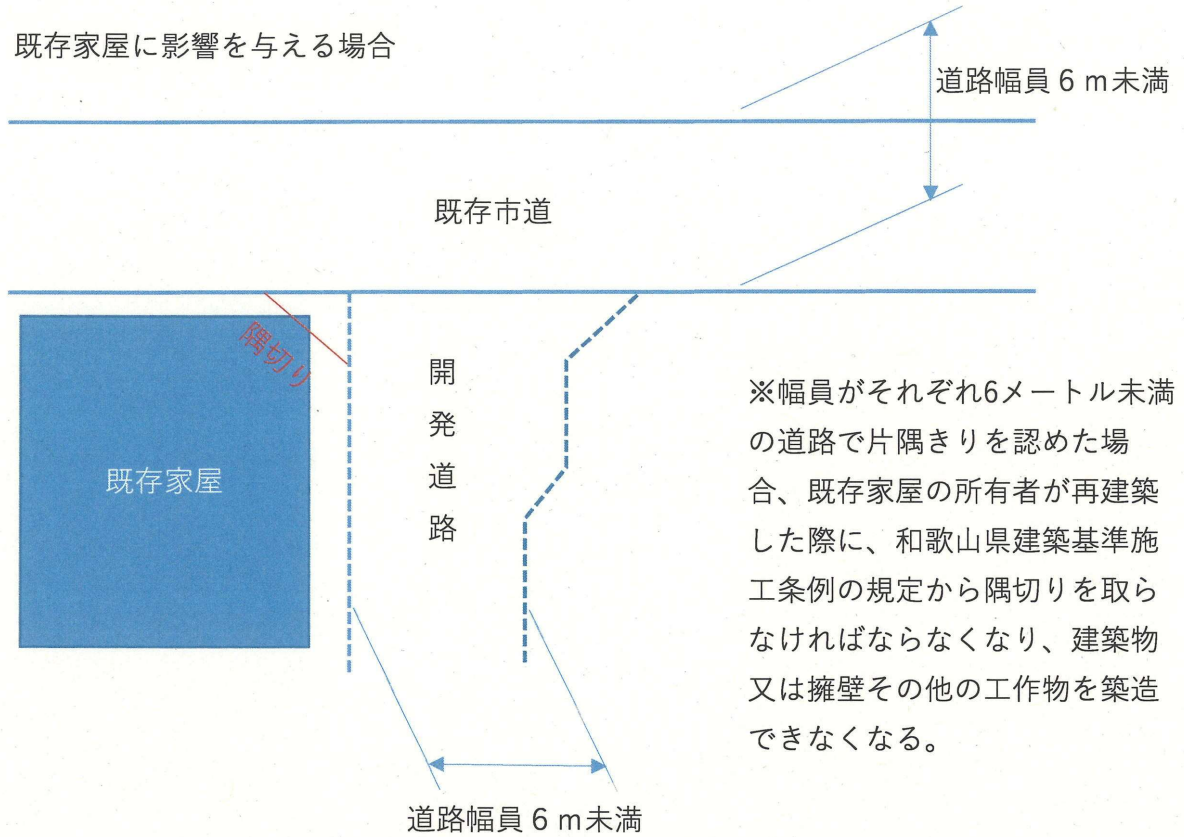


橋本市道路線の認定及び区域決定並びに廃止に関する基準

参考資料

第5条（3）「道路交差箇所に必要な隅切りがあること」について、特例として片隅切りを認めることができるとしているが、和歌山県建築基準法施工例と関係することから以下の条件の場合は注意が必要。

（例1） 既存家屋に影響を与える場合



（例2） 既存家屋に影響を与えない場合

